

平成 29 年 11 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 齒愛メディカル
代表者名 代表取締役社長 清水 清人
(コード：3540、TOKYO PRO Market)
問合せ先 執行役員経営管理部長 亀田 登
(TEL. 076-278-8802)

株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 29 年 11 月 13 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) への上場に伴う株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。なお、当社普通株式は平成 28 年 6 月 17 日付で TOKYO PRO Market に上場しておりますが、TOKYO PRO Market に上場している当社株式に関し、全ての株主の同意を得た上で上場廃止を申請することを決議しております。当該上場廃止の申請についての詳細につきましては、本日別途公表した「東京証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) への上場承認に伴う TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止申請に関するお知らせ」をご確認ください。

記

1. 引受人の買取引受による売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,000,000 株
- (2) 売出人及び売出株式数 石川県白山市
清水 清人 1,000,000 株
- (3) 売 出 方 法 売出価格による売出しとし、S M B C 日興証券株式会社、大和証券株式会社、三菱 U F J モルガン・スタンレー証券株式会社、フィリップ証券株式会社及び株式会社 S B I 証券 (以下「引受人」と総称する。) に全株式を買取引受けさせる。
- (4) 売 出 価 格 未定 (仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、平成 29 年 12 月 8 日に決定する。)
- (5) 引 受 人 の 対 価 売出価格から引受価額 (引受人より売出人に支払われる金額) を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申 込 期 間 平成 29 年 12 月 11 日 (月曜日) から
平成 29 年 12 月 14 日 (木曜日) まで
- (7) 受 渡 期 日 平成 29 年 12 月 18 日 (月曜日)
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) その他本売出しに必要な一切の事項については、代表取締役に一任する。
- (10) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. オーバーアロットメントによる売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 上限 100,000株
なお、売出株式数は上限を示したもので、需要状況等により減少する、又は本売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案したうえで、平成29年12月8日に決定する。
- (2) 売 出 人 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
SMB C日興証券株式会社
- (3) 売 出 方 法 SMB C日興証券株式会社が、上記1. の引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、当社株主である清水清人（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について売出価格により追加的に売出しを行う。
- (4) 売 出 価 格 未定。上記1. における売出価格と同一とする。
- (5) 申 込 期 間 上記1. における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 上記1. における受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一とする。
- (8) その他本売出しに必要な一切の事項については、代表取締役に一任する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、上記1. の引受人の買取引受による売出しを中止する場合は、本売出しも中止する。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 株式売出しの概要

- | | | | |
|-------------------|--|---------------------------|-------------|
| (1) 売 出 株 式 数 | 当社普通株式 | ①引受人の買取引受による
売出し | 1,000,000株 |
| | | ②オーバーアロットメント
による売出し(※) | 上限 100,000株 |
| (2) 需 要 の 申 告 期 間 | 平成29年12月1日(金曜日)から
平成29年12月7日(木曜日)まで | | |
| (3) 価 格 決 定 日 | 平成29年12月8日(金曜日) | | |
| | (売出価格は、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。) | | |
| (4) 申 込 期 間 | 平成29年12月11日(月曜日)から
平成29年12月14日(木曜日)まで | | |
| (5) 株 式 受 渡 日 | 平成29年12月18日(月曜日) | | |

(※) オーバーアロットメントによる売出しについて

引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で、100,000株を上限として、引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式(以下「借入株式」といいます。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、貸株人より追加的に当社普通株式を買取る権利(以下「グリーンシューオプション」といいます。)を、平成29年12月25日行使期限として付与される予定であります。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、JASDAQ上場(売買開始)日である平成29年12月18日から平成29年12月25日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。)、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付(以下「シンジケートカバー取引」といいます。)を行う場合があります。なお、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使する予定であります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成29年12月8日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMBC日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れ及び貸株人からSMBC日興証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与は行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 株主への利益配分

(1) 配当政策

当社は、継続的な企業価値の向上を図るべく経営基盤の強化を進めていくと同時に、株主への利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けております。このため、剰余金の配当につきましては、中長期的な成長のための戦略的投資等に必要な内部留保の充実に留意しつつ、連結での当期純利益の約 10%を配当性向の目標として、将来にわたって業績に見合った安定的な配当を行うことを基本方針としております。

(2) 過去の3決算期間の配当状況

	平成 26 年 12 月期	平成 27 年 12 月期	平成 28 年 12 月期
1 株当たり当期純利益	4,379,413.17 円	109.72 円	127.70 円
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額)	－円 (－)	－円 (－)	64.00 円 (－)
実績配当性向	－%	－%	10.0%
自己資本当期純利益率	20.6%	20.9%	19.9%
純資産配当率	－%	－%	2.0%

(注) 1. 上記各数値は当社単体決算情報に基づき記載しております。

2. 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産（期首・期末の平均）で除した数値であります。

4. 当社は、平成 28 年 3 月 29 日付で普通株式 1 株当たり 10,000 株の割合で株式分割を、平成 29 年 11 月 9 日付で普通株式 1 株につき 5 株の株式分割を行っております。平成 27 年 12 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益金額を算定しております。なお、1 株当たり配当額については、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

また、平成 29 年 11 月 9 日付で普通株式 1 株につき 5 株の割合で株式分割を行っております。そこで東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（I の部）』の作成上の留意点について」（平成 24 年 8 月 21 日付東証上審第 133 号）に基づき、平成 26 年 12 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の 1 株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

	平成 26 年 12 月期	平成 27 年 12 月期	平成 28 年 12 月期
1 株当たり当期純利益	87.58 円	109.72 円	127.70 円
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額)	－円 (－)	－円 (－)	12.80 円 (－)

3. 東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）への上場について

当社は、上記 1. における売出株式を含む当社普通株式について、SMB C 日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）への上場を予定しております。なお、当社普通株式は平成 28 年 6 月 17 日付で TOKYO PRO Market に上場しておりますが、JASDAQ 上場（売買開始）日の前日（平成 29 年 12 月 17 日（日））付で TOKYO PRO Market について上場廃止となる予定です。

4. ロックアップについて

(1) TOKYO PRO Market における当社普通株式の取引（気配表示を含みます。）がブックビルディング方式による売出価格の決定に影響を及ぼすおそれを可及的に排除する観点から、引受人の買取引受による売出しに関し、平成 29 年 11 月 13 日現在における当社の全株主にあたる売出人である清水清人及び当社株主であるエア・ウォーター株式会社は、SMB C 日興証券株式会社（主幹事会社）に対して、平成

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

29年11月13日から当社普通株式に係るTOKYO PRO Marketからの上場廃止日である平成29年12月17日までの期間中は、平成29年11月13日現在に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含みます。）の売却及びこれにかかる注文等を行わない旨を約束しております。

- (2) 上記1. の引受人の買取引受による売出しに関し、平成29年11月13日現在における当社の全株主にあたる売出人である清水清人及び当社株主であるエア・ウォーター株式会社は、SMB C日興証券株式会社（主幹事会社）に対して、当社普通株式に係るTOKYO PRO Marketからの上場廃止日の翌日である平成29年12月18日に始まり、JASDAQ上場（売買開始）日から起算して180日目の平成30年6月15日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、平成29年12月18日時点で自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含みます。）の売却等を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社との間で、引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、JASDAQ上場（売買開始）日から起算して180日目の平成30年6月15日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（株式分割による新株式発行等及びストック・オプションに係る新株予約権の発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

- (注)「2. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。